

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第30、議案第7号から議案第15号、議案第16号、議案第18号から議案第22号、令和4年度江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

私の方からは、議会費並びに監査委員費の方をご説明申し上げたいと思います。

まず、議会費についてご説明いたします。令和4年度江差町各会計予算資料でございます。8ページをお開き願いたいと思います。番号の1番から6番までが議会費でございます。

内容につきましては、議員の報酬や期末手当、旅費、費用弁償などの議員活動に係る経費、議会だよりの印刷製本費、あるいは事務局の旅費や消耗品費などの経費、及び事務局職員と会計年度任用職員の人件費で構成されているものでございます。内容といたしましては、前年度と同様で大きく変更となったところはありませんので、説明は以上とさせていただきます。

監査委員費でございます。10ページをお開き願います。85番と86番でございます。こちらの方につきましては、監査委員の報酬のほか、職員人件費や旅費、等々監査委員の活動に関する経費でございます。こちらの方も内容としては、前年度と同様で大きく変更となったところはありません。

私の方からは以上となりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

はい。次に、総務課長。

「総務課長」(補足説明)

私の方から総務課所管の予算について、説明させていただきます。

初めに、一般会計全体の人件費についての説明です。予算書130ページ、給与費明細表をご覧頂きたいと思います。中段にあります一般職であります。給料手当共済費の合計といたしまして、右側に記載のとおり6億9,696万5千円を計上させて頂きました。前年度対比では、159万9千円の増額となったところでございます。要因といたしましては、131ページ上段にあるとおり、昇給に伴う増と期末手当支給率の引き下げの制度改正に伴う減が主な要因でございます。

このあと、科目ごとの説明に移ります。

内容につきましては、別冊の予算資料で説明いたしますが、総務課所管に事業で新規事業のみを簡潔に申し上げたいと思います。

次に、各科目ごとの説明に移ります。内容につきましては、別冊の予算資料で説明いたしますが、総務課所管の事業としましては、大きな新規事業は、2点か3点の部分で、他の部分は簡潔に申し上げたいと思います。

始めに、予算資料10ページの81番から83番の選挙費ですが、81番の令和4年度実施される参議院通常選挙1,001万2千円、財源内訳は国庫支出金956万4千円、一般財源44万8千円でございます。

83番の江差町長選挙は、8月7日の任期満了に伴うもので640万8千円、全額一般財源を計上しております。

次に、82番の北海道知事、北海道議会議員選挙ですが、令和5年4月に執行される予定ですが、令和4年3月末に期日前投票及び不在者投票事務が発生することから、予算を計上するものであります。予算額は409万6千円で、全額道費を計上しております。

次に、12ページの160番、環境衛生費の再エネ導入マスタープラン検討業務です。資料は10ページとなります。定例会資料が10ページですというふうになります。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体実行計画を作成するために必要な基礎情報を収集整理し、地域課題を把握するための業務を委託するものでございます。事業費1,001万円、財源内訳は国庫支出金750万8千円、一般財源が250万2千円でございます。

次に、16ページ286番、287番の消防施設費です。感染防止用換気吸気エアコンの取り付けですが、消防署事務室に2台の換気吸気エアコンを設置するもので、事業費が198万円、と消防総合庁舎トイレの洋式改修で、トイレ5室を和式から洋式へ改修工事をするものです。事業費は355万3千円で、いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、17ページの294番に災害対策費、地域防災計画個別計画作成です。定例会資料は、11ページとなります。現在の地域防災計画は、平成30年3月に作成しておりますが、この間の関係法令の改正等を踏まえて全面見直しを行うものであります。なお、これに合わせどう計画に沿って体系的に策定が必要な業務継続計画と、6つの個別計画も作成改定するものであります。事業費は991万8千円で全額一般財源でございます。

以上、簡単ではございますが予算関連の説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。

2点お聞きします。それでリサイクルの関係と防災関係2点お聞きします。

少しリサイクルの関係、この間一般質問予算質疑などを出しておりましたが、少し総括的にお聞きしたいと思います。

簡単に言うと南部桧山衛生処理組合ではなくて、このリサイクル分別収集という資源ゴミ回収と言いますか、それは当面町村、町で、それぞれでやるということ。これは色々やり取りしましたが、なかなか現状では当面やむを得ないなという部分も率直にこの間感じてはありました。ただこの半年1年と言いますか、色んな動きが出ています。もちろん根底的には南部桧山衛生処理組合の施設、埋立場だとか、し尿処理だとか、これはもう更新迫られている。そしてその更新したとすれば、当然国の事業補助事業等からいったらリサイクル施設も一緒にやんなさいよと事業的には。それから昨年プラスチック対策の新たな法律でもやり取りさせて頂きました。これも待たないでやらなければならない。更に今年の南部桧山衛生処理組合の新年度予算、組合で色々教えてもらいました。組合議員による道内のリサイクル施設の先進地視察、これも組合で一応予算として計上されていると。これらのことを考えた場合に、私は改めて確認したいと思うんですけども、今後の江差町としてのリサイクルの在り方、場合によっては組合レベルでのリサイクルの在り方について、今一度しっかりと方針を出していく。先程言った新たな施設などを建設するとすれば、当然リサイクル施設も併せた方向での検討を関係町とも協議して進めるべきだということについて、相当の踏み込みをやらなければならないのではないかと。もしくは検討しているのではないかと、と思いますがこの点についてお聞きしたいと思います。

2点目最後。防災関係ですが、この間かなり江差町でも思い切った予算投入でマップなど作っております。また今回もそうですけれども、それでお聞きしたいんですが、避難行動要支援者、障がい者だとか1人暮らしで避難がゆるくないよ、という場合は従前から避難行動要支援者の名簿も作って、色々各町内会とも共有しておりますが、その避難者が名簿で出ただけではなくて、避難計画個別計画と言っておりますけれども、これは今回の災害対策基本法の改正で努力義務、作るように努めなさいよということになりました。その他の色んな改定も含めて、今回地域防災計画の全面的な見直しになるんですけども、現行の江差町の地域防災計画では、この避難行動要支援者の避難計画個別計画は、策定を推進するというようになっていて、なかなか言葉として弱いのかどうかわかりますが今作っていません。それで今回見直しの中で改めて

この避難行動要支援者の個別の避難計画、ペーパーにして1枚か2枚誰々さんはどうやってこうやって誰かと一緒にどうやって逃げると。そういうような計画を私は是非作るべきだと思うんです。今回の見直しの中に是非それを謳い込んで、だからといって直ぐできる訳じゃないでしょうから1年2年かかるんでしょうか。地域との連携ありますから是非それをやってもらいたい。立派なマップを作っても問題はそれを見て逃げようかという時に逃げれない。避難計画それを是非特に避難行動要支援者の個別計画を進めてもらいたいと思いますが、2点お聞きしたいと思います。

(議長)

誰。総務課長。

はい。総務課長。

「総務課長」

まずリサイクルの在り方についてのご質問でございました。小野寺議員もおっしゃっていたとおり、現在、南部桧山衛生処理組合においてリサイクル施設の新設も含めた南部桧山衛生処理組合施設の長寿命化計画案の策定を進めております。構成町の課長担当者会議や副町長会議等でも計画段階での概要の説明は受けてございました。リサイクル施設の部分につきましても多額の費用が伴う計画ですので、今後組合と構成町で協議がその部分について進んでいくものと思っておりますのでご理解願います。

2点目の防災関係の避難行動要支援者の個別計画の策定はということですが、支援者名簿登録の避難行動要支援者に係る災害発生時の避難支援の方法だとか、避難場所、避難路の経路、具体的な避難方法についての個別計画ということですが、関係課や関係機関と連携を取りながらですね、今この4年度に発注する防災計画の改定に合わせましてですね、順次作成する予定となっておりますのでご理解願います。

(議長)

いいですか。小野寺議員。

「小野寺議員」

課長、確認させて下さい。

計画そのものとその計画を作るという意思表示を地域防災計画に謳い込むというのはこれ別問題。まず地域防災計画に謳い込むということによろしいのか、当然それを受けて実際計画に入るということになるんですが、その点確認させて下さい。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

地域防災計画につきましては、地域防災会議の方で当然、揉んでからできるというものでございますので、そこで協議して正式なものを作っていくという形になりますので、その中での協議となりますので、（小野寺議員：計画に入れ込むという考え方でよろしいですか）はい。入れることで検討していますので。

（議長）

はい。他に質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

他に質疑希望ありませんので、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明委員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 15 : 30

再開 15 : 32

（議長）

総務課、いるのが。

はい。休憩を閉じて再開し、先程、総務課よりですね、追加、追加で説明漏れがありましたので、ただ今説明をさせます。

はい。総務課長。

「総務課長」

すいません。条例改正の部分説明漏れしていました。申し訳ありません。

議案第18号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、それと議案19号、江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案20号、江差町職員の給与に関する条例の一部改正、議案21号、江差町会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の説明をいたします。

一括して説明申し上げます、議案書は170、まず18号から21号で議案書は107ページから114ページ、資料は30ページから33ページまでとなっています。令和3年度の人事院勧告におきまして、期末手当の支給率を年間0.15月引き下げるよう勧告があったことに伴いまして、議会議員及び特別職並びに一般職について、同様の処置をとるよう関係する条例の一部を改正するものでございます。

また、再任用職員、会計年度職員については、年間0.1月分を引き下げるものでございます。従来であれば、昨年12月支給月で削減されることになっておりますが、

国の閣議決定が遅れたことから、令和3年度の引き下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から削減するとの国家公務員の取扱いを基本とすることから、今回の条例改正となったものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、所管の予算並びに関連議案についての質疑を終ります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたし、全部そろってるが。(事務局：まだです) 休憩いたします。

休憩 15 : 30

再開 15 : 32